

川崎市の図書館の振興に関わる請願 結果報告

2020. 3. 31.

口頭陳述（抜粋）：川崎市の市民自治基本条例を念頭におきながら、瀬戸内市民図書館の建設のプロセスを紹介し、市民参加が実質大きな働きをしたこと、川崎市とは違い、何年にもわたり市民と行政が対等に討議し成案をまとめていることなどに触れ、市民自治・市民参加が重要であると強調した。内田樹氏の『下流志向』を引用し、対価を出してほしいものを手に入れる、何かをしてもらう、という消費者意識が今の社会に浸透してきていることに警鐘を鳴らす。区役所も図書館も、利用者をお客さまという扱いをしている。その消費者意識が行政に対する無関心につながる。市民自治というのは、私たち市民だけではない、行政の職員も、教育委員のみなさんも、みんなが市民自治の担い手である。どうすれば川崎のまちがよくなるか、一緒に考えるのが市民自治ではないか。

2020. 3. 18. 教育委員会の請願審査において

私たちは、こう訴えました！



2019 年 10 月 7 日 川崎市議会に請願提出 後日、教育委員会に提出

2020 年 2 月 12 日 教育委員会に「今後の市民館・図書館のあり方」に関する基本的な考え方、「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」非公開で提案。承認。

2020 年 2 月 14 日 市議会、文教委員会にて「今後の市民館・図書館のあり方」「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」と合わせて審議。3 時間近くに及ぶ。さらに議論を尽くす必要あり、と多くの会派が認めた。結果は不採択。

「今後の市民館・図書館のあり方」「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」は、市議会通過。

2020 年 3 月 18 日 川崎市教育委員会にて、請願審査。1. と 3、は、ゼロベースとした。※1（裏面請願 1 へ） 2、については、今までのように、今後も市民の意見を聞いていく、と。※2（裏面請願 2 へ） .結果、不採択。



請願審議の内容

文教委員会での質疑をいかし、パブコメで意見を出そう！

5月には「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」の基本計画案が公表され
6月にはパブコメ募集。基本方針への疑問はどうなったか？！今こそ必ず市民参加を！
「新しい市民館・図書館のあり方」のパブコメは、来年1月に！！

請願1「現在の宮前区の図書館・市民館を活かし、区内2つ目の図書館・市民館を建設すること」について

文教委員会では、他の政令指定都市の図書館設置率と比較して川崎市が少ないことを指摘され、宮前区に2館目の図書館が必要だとの議論が展開された。それに対し教育長は、現宮前図書館跡地利用で検討すると回答した。しかし、教育委員会の審査では、ゼロベースとした。ゼロベースとは、2/14 文教委員会の質疑はなかったということか？ まったく不誠実なものでした。※1

請願2「現在進められている「(仮称)今後の図書館のあり方」は、庁内検討会だけでなく、市民・専門家の委員等による「将来の図書館のあり方構想委員会」(例)を設置し、行政と市民で検討し、基本計画を策定すること」について

市民や専門家を含めての検討を求めたが、教育委員会はワークショップやアンケートで市民の意見を聞いたとした。文教委員会では、市民の意見をキーワードという形でしかとらえていないことを指摘されたが、教育委員会ではこれまでも市民の意見を聞いたというスタンスで、今後もそのように市民の意見を聞くと答え、どこまでも構想委員会を設置するという市民自治の発想はない。※2

請願3「無料の原則、記録等の資料の収集・提供・保存、図書館奉仕の向上、学校教育、博物館などとの連携支援を定めた図書館法の主旨を尊重し、図書館の管理形態は直営を原則とすること」について

文教委員会では、指定管理の成功例もあるといった発言もあったが、指定管理導入後20年になる今、様々な問題が検証、指摘され、今年になって指定管理の図書館数が減少したという報告もある。指定管理者制度が導入された図書館を追跡調査すると、経費節減どころか経費が増加する傾向にあり、図書館を訪れる人が増えても資料を利用する人は減少している。教育委員会は、指定管理から直営に戻した例も承知していると回答したが、指定管理者制度の導入は、何としてもすべきではないと考える。また、「今後の市民館・図書館のあり方」「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」には、図書館法に基づく図書館の本来の使命の方向が明確に示されていない。これからの人口減少や財政難を理由に、新しいIT情報や多様なニーズへの対応の必要を示したが、それらを実現するために欠かさない図書館の資料費、市民が求める資料を的確に提供する専門職についての言及はない。図書館が何のために必要とされるのか、その議論が不可欠であり、少なくとも他都市の事例を検証した結果を川崎市として示す必要がある。